

はんどちゃんネットワーク運動サロン拠点整備・活動拡大応援助成金 募集要項

～はんどちゃんネットワーク運動を通じて、人と地域のつながいを応援します！～

1 助成金の趣旨・目的

茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、住民同士の交流を深め、地域の結びつきを強めていく場となるサロン（居場所・たまり場など）の充実のため、新規開設促進、活動の発展拡大、更には高齢者の健康づくりや生活困窮者の自立支援等、地域生活課題の解決に取り組むサロン活動を応援することを目的に助成を行います。

2 助成対象団体等

（１）茨城県内においてボランティア、町内会・自治会、当事者組織、地区社協等地域の社会資源を活用しながらサロンに取り組む、茨城県に拠点を有する団体、又は茨城県在住の個人。

（２）営利を目的とする団体等、政治・宗教・選挙活動に関する団体等は除きます。

※ 平成25年度～平成29年度の「はんどちゃんネットワーク運動サロン拡充支援事業助成金」の助成団体等は、助成対象外とします。

また、平成29年度・平成30年度「茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金」の交付を受けている団体等についても、本助成金を申し込むことができませんのでご注意ください。

3 助成金の種類

（１）「地域交流型サロン（ふれあいサロン）」助成金（基本額助成）

地域のみなさんが集い、自分達の存在を確認しながらつながり、みんなが心豊かに楽しく生活できる、そんな「地域の幸せ」づくりを進めるサロンを、今年度（平成31年3月31日までに）新たに立ち上げる、或いは現在運営している団体等に対し、サロン新規開設及び活動拡大に必要な経費の助成。

集うための場づくりが目的であれば、その他は特に問いません。

（２）「ご近所助け合い型サロン（絆サロン）」助成金（基本額＋選択事業費助成）

今年度、新たに立ち上げたサロン活動を通じて、地域における生活上の課題を解決するため、サロンの運営と、その活動に取り組むために必要な経費の助成。

「ご近所助け合い型サロン（絆サロン）」 17の選択事業（絆アクション）

(1) 高齢者を対象とした活動への取り組み ① 体力維持や健康づくりのための体操等 ② 認知症予防の為に能力維持・向上のプログラム (2) 障がい者を対象とした活動への取り組み ① 障がいを持っている方との交流 ② 障がいを持っている方の社会参加プログラム (3) 子育て世代を対象とした取り組み ① 親子で季節の行事や調理など一緒に行うプログラム ② 子育て世代のリフレッシュを目的とした活動 (4) 子どもを育む取り組み ① 下校後の子どもの居場所の設置 ② 子どもの学習支援やお話の会などの開催	(5) 生活を支える取り組み ① 関係機関と連携した生活・福祉相談のプログラム ② 生活困窮世帯への支援活動 (6) 食を支える取り組み ① 子ども食堂への取り組み ② 独居高齢者への配食・会食への取り組み (7) 災害時支え合いや被災者への取り組み ① 東日本大震災や関東・東北豪雨の被災者支援活動 ② 災害時の一時避難所機能の整備 (8) 地域おこしや住民交流のための取り組み ① お祭りや文化伝承活動 ② 多世代交流型プログラム ③ 引きこもりがちの方の居場所や社会参加のためのプログラム
--	--

4 助成対象期間

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）を対象とします。

5 助成の対象経費及び限度額等

(1) 対象経費

サロンの運営及び実施事業に直接必要となる以下の経費(費目)とします。

費 目	対象となる経費の主な内容等
報 償 費	講師謝礼、調査及び研究にかかる報償等
旅 費	講師等の交通費、宿泊費等
消 耗 品 費	消耗品、材料、食糧、書籍の購入等
印 刷 製 本 費	チラシ・ポスター、資料印刷費等
通 信 運 搬 費	郵送費や宅配料等の通信運搬にかかる経費等
賃 借 料	会場使用料、機器の賃借料等
備 品 費	サロン開設及び事業開始の運営上必要と認められた備品(注)の購入
そ の 他	サロン開設及び事業開始の初期投資として認められたもの

(注)この助成金では、1点2万円以上の購入物品を「備品」とします。購入備品には、指定のステッカーを貼付し、平成36年3月31日までの廃棄は認めません。

※ 対象とならない経費

団体等の通常の運営にかかる経費（人件費、事務所等の家賃、光熱水費等）

その他、本会以外からの助成と併せて実施する活動については、その内容を詳しく伺った上で、対象の良否を判断します。

(2) 助成額等

種 別	「地域交流型サロン(ふれあいサロン)」 助成金（基本額）	「ご近所助け合い型サロン(絆サロン)」 助成金（基本額＋選択事業費）
助 成 金 の 上 限	1サロンあたり30,000円	1サロンあたり30,000円 ＋ 1事業あたり5,000円 ※3事業以内
採 択 予 定 数	10カ所程度	10カ所程度

※いずれの助成金も、申請金額がそれぞれ設定する上限額に満たない場合、その額を助成額とします。

※助成額は千円単位とし、千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとします。

6 交付申請方法

(1) 交付申請を受けようとする団体等は、助成金交付申請書（様式第1号）を、(2)の期限までに郵送又は持参により本会に提出してください。

(2) 申請期限 ： 平成30年9月20日(木) 午後5時まで（本会必着）

※ いかなる理由においても、申請期限後の受付は行いません。

(3) 申請にあたっては、交付の決定を受けた団体等が実施する活動について、本会が作成する活動報告書の作成にご協力をいただくとともに、本会ホームページや広報紙等での紹介、他機関・団体等に情報提供をすることがあることについてご了承ください。

(4) 提出いただいた書類等はいかなる理由においても返却いたしませんので、提出前に必ずお手元に控えをおとりください。

(5) 申請書類は、本会や市町村社会福祉協議会等で配布します。また、本会ホームページからダウンロードすることもできますので、ご活用ください。

(6) 交付申請書に記載された個人情報は、審査及び本事業の推進の目的にのみ利用します。

7 審査方法

助成金は、提出書類に基づき次に掲げる審査項目を勘案して選考します。

【審査項目（着眼点）】

(1) 視点

- ① 開催地域の状況を把握しているか
- ② 参加（予定）者の状況を把握しているか

(2) 広報

- ① 広報に努めているか

(3) 運営者の姿勢・想い

- ① サロンに対する想いがあるか
- ② 運営のための仲間がいるか
- ③ 相談できる機関・団体・人物がいるか

(4) 地盤づくり

- ① 独自に財源の確保に努めているか
- ② 活動拠点の地域（組織）や社会福祉協議会などとのつながりがあるか

(5) 工夫

- ① 開催場所や活動プログラム等他のサロンにはない特徴があるか

8 助成金の交付決定

- (1) 申請書類に基づき「はんどちゃん運動推進委員会」において審査の上、助成の可否を決定します。
- (2) 交付を決定した場合には、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、助成金を指定の口座に振り込みます。
- (3) 交付決定は、平成30年10月末を予定しております。

9 実績報告書の提出

交付の決定を受けた団体は、事業完了後速やかに、事業実績報告書（様式第3号）を本会に提出してください（実績報告書提出期限：平成31年3月31日）。

10 助成金の返還

- (1) 助成金に残額が生じたときは、返還していただくことになります。
 - ※ 単年度助成のため、助成金を次年度に繰り越すことはできません。
 - ただし、助成が決定した場合、申請した内容に係る費用であれば、助成金が入金される前に支払った経費を助成金に振替ることができます。
- (2) 次の各号に該当すると認めるときは、交付決定を取り消し又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還することになります。
 - ① 助成金を目的外に使用したとき。
 - ② 前号のほか、この要項に違反した場合、または事業の実施が出来なかったとき。

11 問い合わせ・書類提出先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部

〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F

電話：029-243-3805 FAX：029-241-1434

（※ 土・日、祝日を除く、午前9時～午後5時）